

令和7年3月28日
文部科学省
総合教育政策局教育DX推進室

「教育データの利活用に係る留意事項（第3版）（案）」に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「教育データの利活用に係る留意事項（第3版）（案）」について、令和7年2月25日から令和7年3月11日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計17件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。
貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

意見	文部科学省の考え方
<p>p1 ○ 本留意事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3行「当たって」と、23ページの5行「あたって」とは、どちらかに字句を揃えたほうがよい。 ・6行「公立学校」を強調しているのは、なぜか？ ・6行「公立学校の教職員、教育委員会の職員等」の「等」には、公立学校の教職員、教育委員会の職員以外の誰が含まれるのか？ <p>p31 3. 1教育情報セキュリティポリシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8行「以下」は、「以下、」のほうがよい。 	<p>文言について、御意見を踏まえ修正しました。</p> <p>「公立学校」を強調している理由は、国立、公立、私立の別により、個人情報保護法の対象規定が一部異なるところ、本留意事項は、行政機関である公立学校を対象としているためです。ただし第3版では、国立学校、私立学校においても参考となるよう、別添「国立学校・私立学校が留意すべき個人情報保護法の規律（早見表）」を、参考資料として追加しています。</p> <p>「公立学校の教職員、教育委員会の職員等」は、教職員や教育委員会の職員に限ったものではなく、教育委員会や学校で取得する児童生徒の個人情報を取り扱う関係者全般を想定したものです。</p>
<p>1. 「専ら統計の作成又は学術研究の目的」の曖昧さと教育データの不適切な利用</p> <p>教育データ留意事項では、「専ら統計の作成又は学術研究の目的」という例外規定により、同意なく個人情報を提供できる道を開いています。しかし、何が「学術研究目的」に該当するのか、どのような条件下でデータ提供が認められるのかという具体的な基準は示されていません。</p> <p>学術とは無関係な教育機関が名義貸し的に学術研究例外を用いた脱法的なスキームへの懸念があり、公教育分野での教育データ利活用でもリスクがあります。教育ベンダーが教育委員会や学校と連携し「学術研究」の名目で膨大な教育データを収集・分析し、本来の教育目的とは関係ない自社サービス開発やマーケティングに利用する可能性があります。</p> <p>留意事項では「学術研究機関等」の定義や要件も明確でなく、営利企業である教育ベンダーが形式的に研究機関と提携するだけで例外規定を適用できる危険性があります。公教育で収集された貴重な教育データが、十分な監視・制限の仕組みなく企業の利益のために使われる状況は、児童生徒のプライバシー権と「他律的情報からの自由」を著しく侵害します。</p> <p>2. 教育データと個人識別データの紐付けによる差別リスク</p> <p>留意事項では、プラットフォーム事業者が複数のデータを名寄せする危険性やそれに伴う差別リスクに関する十分な警告がありません。個人情報保護委員会の改正案でも「当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せする」リスクが指摘されていますが、留意事項ではこの点が軽視されています。</p> <p>教育委員会や学校から委託を受けた事業者が、正規の教育目的で収集した学習履歴、心身の健康データ、行動ログなどを、Cookie IDやデバイス情報など別途取得したデータと紐づけて包括的なプロフィールを構築する危険性が排除できません。こうして作られた分析結果が、本人も知らないうちに進路選択、教育機会、将来の就職などに影響を与える可能性があります。</p> <p>特に子どもは発達段階にあり、プラットフォーム事業者や教育ベンダーなどによるAI分析によるレッテル貼りや固定化された評価から自由である権利が尊重されるべきです。しかし留意事項では、複数の事業者間でのデータ連携や、教育目的外での分析結果の利用および他データとの紐づけ・名寄せを制限する明確な仕組みが示されておらず、子どもが不当なデータ分析によって差別される危険性に対する保護措置が不十分です。</p> <p>3. 内面の自由に関わる「心の健康状態」データ収集・分析の憲法上の問題</p> <p>留意事項の事例6では「児童の心の健康状態を把握するツール」が紹介され、児童が自身の気分を表す記号やコメントを入力するシステムについて扱っています。同事例では入力者の任意性や閲覧範囲の制限に触れていますが、憲法21条が保障する内心の自由という根本的な権利との関係性が考慮されていません。</p> <p>子どもの権利保護には個人情報保護法の枠組みだけでなく、教育分野の特性を踏まえた立法的対応が必要で、特に思想・良心の自由に関わる「心の状態」という極めて内密な情報の収集と分析は、たとえ任意性を謳っていても、学校という権力関係の中では事実上の強制となりかねません。</p> <p>さらに、教員にとっても生活指導や支援はあくまで児童本人と向き合っていくべきであり、デジタルツールによる内面の可視化が教育的に適切かという根本的な問いも軽視されています。こうした心理状態のデジタル記録は、将来にわたって保存・分析される可能性もあり、発達段階にある子どもの内面形成の自由を脅かす重大な問題をはらんでいます。</p>	<p>1について、御意見を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。なお、学術研究目的における目的外での利用・提供についても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとしてされており、このことは19ページに記載しています。</p> <p>2について、御意見を踏まえ、教育データ利活用に当たってのリスクを105ページに記載しました。また、本留意事項は、原則として、個人情報保護法等日本の法令に基づいて留意すべき点をまとめたものです。今後、法令改正等がある場合には、本留意事項にも適切に反映してまいります。</p> <p>3について、心の健康状態を把握するツールの活用については、本人が自身の心身の状態の変化に気づく、教員が児童生徒の心の変化を把握し生活指導や支援に生かすことができるといったメリットも考えられる一方で、御指摘の任意性の担保や、当該情報はあくまで参考情報として扱うことが重要であること、利用目的の達成に必要な範囲のみで個人情報を保有することとし必要がなくなった個人情報は削除することなど、82～83ページ等を踏まえて適切に対応いただきたいと考えています。</p> <p>頂いた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます</p>
<p>表題が「教育データの利活用に係る留意事項」となっていますが、その内容を推察すると「教育データを利活用する際の個人情報の取り扱いに関する留意事項」がより適切ではないでしょうか。</p> <p>また、「実際に教育データを利活用する場合の留意事項」と「教育データを保管管理する場合の留意事項」が混在しており、さらに140ページにわたる膨大な内容になっているため、現場の教師や教育関係者がこの冊子を最後まで読んで理解しようとすることに疑問を感じます。</p> <p>事例編にある状況を含め、具体的に想定される教育データの利活用状況をできるだけ列挙し、各状況における「データ取得」「データ利用」「第三者へのデータ提供」「データ保管管理」の際の個人情報の取り扱いに関する留意事項を、別の一覧で簡潔に整理して公表する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>1ページにおいて、本留意事項の趣旨を記載しております。</p> <p>また、本留意事項の項目を簡潔に整理した資料として、「教育データの利活用に係る留意事項のポイント(リーフレット)」も公表しております。</p>
<p>学習活動に利用できるクラウドサービスには様々な有用なものがあるが、このガイドラインの構成として、利用規約に基づき利用申請をするようなクラウドサービスの利用が想定されていない。</p> <p>学校管理者が居て、その配下でクラウドサービスを利用するというサービスは、主流ではないと考える。利用規約やプライバシーポリシーにて、個人情報保護に関する適正な取り扱いを宣言しているサービスについて、もっと自由に利用を選択できるような方が使いやすい資料となる。これでは私学と差が付く一方である。</p>	<p>児童生徒の個人情報については、当該個人情報を取得する教育委員会・学校が責任をもって取り扱う必要があり、このことはクラウドサービスを利用する場合でもそうでない場合でも違いはありません。クラウドサービスを利用する際に留意すべき点については、119～120ページに記載しています。</p>
<p>P125について、プライバシーマークやISMSを第三者認証とあげているところからも分かるが、前提として、海外の有用なクラウドサービスを利用が余り想定されていない。Google WorkspaceやMicrosoftをGIGAスクールで導入しているのに、今さら海外のクラウドサービス利用について、ことさら制限する意味が分からない。各国の適正な個人情報の取り扱いに則しているかを考慮すべきである。裁判所についても日本の所轄とすると、有用なサービスが使えないものが多々ある。</p>	<p>本留意事項はクラウドサービスの利用を制限するものではありませんが、児童生徒の個人情報を適正に取り扱うことが必要です。海外のクラウドサービスを利用する等、個人情報が海外で取り扱われる場合は、個人情報が取り扱われる外国の特定や外国の個人情報保護に関する制度等の把握を行ったうえで、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があり、このことは34ページに記載しています。</p>
<p>リクルート社の例をNG例として報道がなされていたが、企業側のメリットも示せない留意事項であれば、今後、国内の教育クラウド業界は大手の寡占後、海外勢にその地位を奪われるのが見えている。国策としてGIGAスクール構想を進めるのであれば、国内の教育クラウドサービス事業者が参画したくなる、利益を確保するためにはという視点も含めるべきである。無償や低額でサービスする事業者にとっては、無償サービスで得た知見を有償サービスに活かすことで利益を回収するという一種のエコシステムが構成されて、初めてビジネスとして成立する。</p> <p>個人データの利用を契約時に何でもOKとすることは、当然あり得ないが、某社が学習eポータルを早々に業務終了したように、民間事業者側も考慮した留意事項とすべき。留意事項の位置づけであるため、あまり攻めた表現はできないと考えるが、これでは、財政が豊かな市町村が有償サービスを利用することしかできない。もっと財政が豊かでない団体が無償のクラウドサービスを使うことでGIGAスクール構想に資することもあることを理解して、進めて欲しい。</p>	<p>本留意事項は、児童生徒の個人情報保護等の観点から、初等中等教育段階の公立学校の教職員、教育委員会の職員等が、児童生徒の教育データを取り扱う際に留意すべきポイントをまとめたものです。教育委員会や学校等におかれては、個人情報保護法等の遵守を大前提とし、実態やニーズに応じて民間事業者の提供するサービスも活用しながら、教育データの利活用を進めていただきたいと考えています。</p>
<p>1 子どもの個人データ収集、「活用」にこれほど前のめりなのかわかりません。個人情報保護委員会さえ、個人情報保護法の中間整理において「子どもの個人情報の取扱い等に係る明文の規定は基本的にない」と言っており、人権上問題であり世界から遅れをとっています。まず、子どもの個人情報やプライバシーなどが保護される法的整備をすることが重要であり、それなくして子どものデータの利活用はやってはならないと思います。</p> <p>2 ユネスコは2023年の世界報告書で「教育効果についての確固たる証拠はほとんどない」と言っています。子どもを実験台として使うことは許されません。</p> <p>3 子どものデータをマーケティングやプロファイリング目的で収集することについて、EUではGDPRの前文で特別な保護をするよう規制しています。そのような規制に全く触れていないのはきわめて問題だと思えます。</p>	<p>本留意事項は、原則として、個人情報保護法等日本の法令に基づいて留意すべき点をまとめたものであるため、御指摘のユネスコの世界報告書やGDPRの内容については含んでいません。なお、今後、法令改正等がある場合には、本留意事項にも適切に反映してまいります。</p>
<p>2 プライバシーの保護</p> <p>コラム4</p> <p>この留意事項は文科省として発表しているものであり、一弁護士寄稿文をそのまま掲載することに違和感がある。</p> <p>コラム4に相当する内容については文科省としての見解を述べるべきだ。</p>	<p>教育委員会・学校において、適正に教育データを扱っていただくに当たって参考になると考え、コラムとして記載しています。</p>

<p>事例6の削除</p> <p>事例集の事例6、「心の健康状態に関する情報」を児童に入力させるというものです。具体的には記号やコメントで入力させるようですが、子どもの内心の告白の強制になりかねないのではないのでしょうか。このようなデータの収集や蓄積はとりわけ学校という強制性が強い場ではやるべきではないと思います。</p>	<p>心の健康状態に関する情報の活用に当たっては、内心の入力を強要することのないよう、十分留意の上適切な対応を行うことが必要だと考えており、このことについては82～83ページに丁寧に記載しています。</p>
<p>児童・生徒の個人情報を収集並びに保有する際、最も重要なことは、本人の同意である。未成年の場合は、代理として保護者も考えられるが、子どもの権利条約に即して考えれば、当該者である個人すなわち児童・生徒の意見表明(同意しない旨)があれば、収集にせよ、保有にせよ中止しなければならない。</p> <p>あらゆる機関、あらゆる場面においてその旨を徹底し表記しなければならない。</p>	<p>まず、個人情報保護法においては、地方公共団体の機関が児童生徒との個人情報を保有・取得する際には、利用目的の特定、本人から直接書面で取得する際には利用目的の明示をすることとされており、利用目的の範囲外で利用・提供する場合の選択肢の一つとして同意があります。なお、児童生徒の発達段階によっては、同意したことによって生じる結果について自分で理解・判断できないことも考えられます。自分で理解・判断できる場合は本人から、できない場合は保護者から、同意を取得することが基本であり、そのことは18ページ、115ページにも記載しています。</p>
<p>○「1. 2. 1 個人情報とは」(8～9頁)について</p> <p>この部分に、要配慮個人情報についての説明を加えるべきである。その際、我が国の学校教育が、「全人的な発達・成長の保障、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割」を担っていることから(令和3年1月26日中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」7頁参照)、子どもの心身の健康状態(「留意事項」76頁以下の事例6参照)といった要配慮個人情報に該当する可能性が高い個人情報を取得する場合もあることを挙げて、このような個人情報について原則として第三者提供すべきでなく、利活用するデータとすべきでないことを説明すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、9ページに記載しました。</p>
<p>○「1. 4 個人情報の取扱いの委託」について</p> <p>「留意事項」23頁3行目において、「学習用ソフトウェア等を提供する民間事業者での取扱いも含め」、教育委員会・学校が責任をもって取り扱う必要がある旨書かれている。</p> <p>この点は、学習用アプリを提供するリクルートが小中学生らの個人情報を直接取得して、一部のデータが保護者に十分な説明のないまま海外の事業者へ委託されていた問題を受けて、文科省において対応の必要性を認めているものと思われる。</p> <p>もっとも、デジタル技術やデータ利活用に専門性を有する組織ではない教育委員会や学校が、商業活動の一環としてデジタル技術を用いたデータ利活用に取り組むリクルートのような大企業に対して実効的な監督をすることは困難である。</p> <p>「留意事項」において、民間事業者が小中学生の個人情報を委託を受けずに利用してはならないことを明記し、教育委員会や学校が民間事業者に外部委託をする場合は、子どもや親権者又は法定代理人に対して、委託先企業の名称や個人情報の開示・利用停止・削除請求等の具体的な方法を説明した資料を必ず配布するよう求めるべきである。</p> <p>また、民間事業者に委託する場合の規制として、委託契約書に次の内容を盛り込むことを求めるべきである。</p> <p>①再委託の原則禁止 ②教育委員会・学校が必要に応じて委託先に立入るなどして個人情報の管理について説明や報告を求めることができること ③委託先においてデータをマーケティングに利用しないこと ④子ども又は親権者・法定代理人が委託先に対して子どもの個人情報の開示・利用停止・削除請求等を行うことができ、委託先は遅滞なく対応すること(なお親権者・法定代理人が子どもの個人情報全てについて開示請求できるとすべきでなく、子どもの正当な利益を侵害するおそれがある場合や子どもが知られたくない情報については非開示とする必要がある。) ⑤保存期間が法令で定められている情報(指導要領、健康診断票等)は保存期限後に確実に削除されるようシステムの設定や手動で管理することを義務付けること</p>	<p>地方公共団体の機関が個人情報の取扱いを委託する場合、委託先は、委託された業務の範囲内でのみ個人情報を取り扱うことについて、117ページに記載しています。</p> <p>契約書に明記すべき事項については、23ページ及び116～117ページに記載しています。</p>
<p>○第3 1. 3. 3(4)ア(18頁)について</p> <p>「本人が同意したことによって生じる結果について自分で理解・判断できると考えられる子供の具体的な年齢は、・・・一般的には12歳から15歳までとされています」と、ガイドラインに関するQ&Aと同様の内容が記載されている。</p> <p>このような記載からすると、小学生については親権者又は法定代理人から同意を得ることとし、中学生については生徒本人の同意を取得する方向になりそうである。</p> <p>しかし、教育データの利活用やプライバシー保護の在り方について、中学生であっても適切に理解することは難しい。令和4年1月7日に公表された教育データ利活用ロードマップが大人にも理解が難しいもので、その後に教育データ利活用ロードマップQ&Aを作成してデジタル庁等が説明に追われたことは記憶に新しいところである。</p> <p>GDPR第8条では、情報社会サービスとの関係において子どもの同意に適用される要件として、16歳未満の場合は原則として親の同意が必要としている。</p> <p>日本では15歳までが義務教育年齢とされて児童生徒の側において教育内容を選択する余地がほとんどないことや、学校と児童生徒との力関係の非対等性からすると、日本においても16歳未満は原則として親ないし法定代理人の同意が必要と考えるべきである。</p>	<p>本留意事項は、原則として、個人情報保護法等、現行の日本の法令に基づいて留意すべき点をまとめたものであるため、御指摘のGDPRの内容については含んでいません。</p> <p>同意を誰から取得するかについては、個人情報の種類や場面ごとに個別具体的に適切に判断いただく必要があり、このことは115ページに記載しています。</p>
<p>○第4 「2. プライバシーの保護」について</p> <p>1 プライバシー保護の必要性及びプライバシー・バイ・デザインの考え方が説明されている部分は重要である。</p> <p>この部分に、デジタルデータが永続的に保存される可能性があり、プライバシー侵害のリスクを高めることや、教育データが集積され分析されることで子どものプロフィールが作成されて評価されることの危険性に関する記述を加えるべきである。特に小中学校では、学習記録だけでなく、生活記録や健康情報、家庭環境に関する情報も取得し、これらのデータの集積と分析によって、将来的に子どもの人生に影響を与える可能性もあることに留意すべきである。子どもの思想・信条等や心拍数等の生体データの取得(事例編・事例7参照)は法律で厳しく制限すべきであり、法律の根拠なくして取得すべきでないことを明記すべきである。</p> <p>2 29～30頁において「事例3 住基ネット事件」が説明されているが、学校教育においてマイナンバーカードを活用して教育データと連携させることは、生涯不変・万人異なる番号によって教育データの蓄積を認めることとなり、住基ネット最高裁判決(最判平成20年3月6日)がリスクとして指摘する名寄せやデータマッチングに当たりプライバシー侵害性が高いことも記載すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。</p> <p>なお、29～30ページの記載は、「学校教育においてマイナンバーカードを活用して教育データと連携させること」を想定した内容ではありません。</p>
<p>○第5 事例編の事例4について</p> <p>アンケートの回答内容によっては、要配慮個人情報そのものやこれを推知させる情報が含まれる可能性があり、学術研究目的であっても第三者提供すべきでない場合があることを明記すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、71ページに記載しました。</p>
<p>○第6 事例編の事例7について</p> <p>部活動時の熱中症リスク軽減のために生徒がウェアラブル端末を装着することがあるとしても、その目的は熱中症にならないようリアルタイムで把握することにある以上、ツールが収集した生体情報は当該利用目的以外に使用せず、一定期間ごとにデータを削除することとし、希望する生徒のみの装着に限定することを明記すべきである。</p>	<p>御指摘の内容については、91ページに記載しています。</p>
<p>○第7 Q(2)について</p> <p>108頁以下のQ(2)又はQ(3)において、教育データ利活用のデメリットやリスクの説明も記載すべきである。</p> <p>例えば、デジタル端末を使った個別最適化の学びは、学びが自己責任化され、学習プログラムに取り組めない児童生徒について学習格差が広がるおそれがあることや、学習データを利用した推奨事項や提案内容が児童生徒にとって決めつけや押し付けにならないよう留意すること、教育データが集積され分析されることで子どものプロフィールが作成されて評価されることの危険性に関する記述を加えることが挙げられる。</p>	<p>御意見を踏まえ、105ページに記載しました。</p>